

議案第21号

志摩市手数料徴収条例の一部改正について

志摩市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年2月28日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市手数料徴収条例の一部を改正する条例

志摩市手数料徴収条例(平成16年志摩市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

手数料を徴収する事項	単位	手数料の金額
1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項及び同条第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料	1通につき	450円
2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項及び同条第3項から第5項まで又は	証明事項1件につき	350円

<p>第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>		
<p>3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき</p>	<p>400円</p>
<p>4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項及び同条第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基</p>	<p>1通につき</p>	<p>750円</p>

<p>づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付手数料</p>		
<p>5 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項及び同条第3項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</p>	<p>証明事項1 件につき</p>	<p>450円</p>
<p>6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは</p>	<p>除籍電子証明書提供用 識別符号1 件につき</p>	<p>700円</p>

抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
7 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1通につき	350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき1,400円)
8 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき	350円
9 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第5号イ若しくは第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の	1件につき	造成宅地の面積が1,000m ² 未満のときは86,000円、1,000m ² 以上3,000m ² 未満のときは130,000円、3,000m ² 以上6,000m ² 未満のときは190,000

<p>供給に寄与するものであることについての認定申請手数料</p>		<p>円、6,000m²以上 10,000m²未満のときは260,000円、 10,000m²以上 30,000m²未満のときは390,000円、 30,000m²以上 60,000m²未満のときは510,000円、 60,000m²以上 100,000m²未満のときは660,000円、 100,000m²以上のときは870,000円</p>
<p>10 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定申請手数料</p>	<p>1件につき</p>	<p>新築住宅の床面積の合計が100m²以下のときは6,200円、100m²を超え500m²以下のときは8,600円、500m²を超え2,000m²以下のときは13,000円、 2,000m²を超え 10,000m²以下のときは35,000円、 10,000m²を超え 50,000m²以下のときは43,000円、</p>

		50,000m ² を超えると きは58,000円
11 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得した家屋がこれらの規定に対する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査に係る住宅用家屋証明申請手数料	1件につき	1,300円
12 船員法（昭和22年法律第100号）第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の交付手数料	1件につき	1,950円
13 船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の書換え手数料	1件につき	1,950円
14 船員法第104条第1項の規定により市町村が処理する事務に関する政令第1項第3号の規定に基づく船員手帳の訂正手数料	1件につき	430円
15 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の臨時運行許可申請手数料	1件につき	750円
16 狂犬病予防法(昭和25年法律第247	1頭につき	3,000円

号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料		
17 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1頭につき	550円
18 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料	1件につき	1,600円
19 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1件につき	340円
20 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条の規定に基づく鳥獣の飼養の登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料	1件につき	3,400円
21 不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条の規定に基づく図面の交付手数料	1件につき	300円
22 地方税法(昭和25年法律第226号)関係		
(1) 地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書及び租税公課に関する証明書手数料	1枚につき	300円(追加1枚につき100円を加算する。)
(2) 地方税法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧手数料	1件につき	300円
(3) 地方税法第382条の3の規定に基づ	1件につき	300円

<p>づく固定資産課税台帳に記載されている事項の証明手数料</p>		
<p>23 介護保険法(平成9年法律第123号。以下この項において「法」という。)関係</p> <p>(1) 法第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査手数料</p> <p>(2) 法第78条の12において準用する法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料</p> <p>(3) 法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査手数料</p> <p>(4) 法第115条の21において準用する法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料</p> <p>(5) 法第115条の22第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の申請に対する審査手数料</p> <p>(6) 法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定の更新</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>15,000円</p> <p>9,000円</p> <p>10,000円</p> <p>6,000円</p> <p>15,000円</p> <p>9,000円</p>

の申請に対する審査手数料		
(7) 法第42条第1項第2号の規定による基準該当居宅サービス又は法第47条第1項第1号の規定による基準該当居宅介護支援を行う事業者の登録の申請に対する審査手数料	1件につき	15,000円
(8) 法第54条第1項第2号の規定による基準該当介護予防サービス又は法第59条第1項第1号の規定による基準該当介護予防支援を行う事業者の登録の申請に対する審査手数料	1件につき	10,000円
(9) 法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査手数料	1件につき	15,000円
(10) 法第79条の2第2項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料	1件につき	9,000円
24 土地、建物、船車その他不動産、動産に関する証明手数料	1枚につき	300円(土地に関する証明手数料は7筆までを1件とし、1件を加えるごとに100円を加算し、建物に関する証明手数料は7棟までを1件とし、1件を加えるごとに100円を加算する。)
25 営業に関する証明手数料	1件につき	300円

26	法人に関する証明手数料	1件につき	300円
27	事業に関する証明手数料	1件につき	300円
28	住民票及び消除した住民票の写しの交付手数料	1件につき	300円
29	住民票に関する閲覧手数料	1件につき	300円(20人までを1件とする。)
30	戸籍の附票の写しの交付手数料	1件につき	300円
31	住民票等に記載した事項に関する証明手数料	1件につき	300円
32	予防接種に関する証明手数料	1件につき	300円
33	印鑑登録証の汚損、損傷及び紛失による再交付手数料	1件につき	1,000円
34	印鑑に関する証明手数料	1枚につき	300円
35	埋火葬に関する証明手数料	1枚につき	300円
36	納税管理人に関する証明手数料	1件につき	300円
37	公簿、公文書、図面に関する証明手数料	1件につき	300円
38	公簿、公文書、図面の謄本又は抄本の交付手数料	1件につき	300円
39	公簿、公文書、図面の閲覧照合手数料	1件につき	300円
40	軽自動車鑑札の再交付手数料	1件につき	300円
41	図書館資料の利用者カード再交付手数料	1件につき	150円
42	その他諸証明手数料	1件につき	300円

別表第2中

「

(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千kl以上5千kl未満のもの	1件につき	1,180,000円
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5千kl以上1万kl未満のもの	1件につき	1,410,000円
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万kl以上5万kl未満のもの	1件につき	1,590,000円
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万kl以上10万kl未満のもの	1件につき	1,950,000円
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万kl以上20万kl未満のもの	1件につき	2,270,000円
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万kl以上30万kl未満のもの	1件につき	4,550,000円
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万kl以上40万kl未満のもの	1件につき	5,820,000円
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万kl以上のもの	1件につき	7,070,000円

」を

「

(5) 浮き屋根式特	ア 危険物の貯蔵最大	1件につき	1,450,000円
------------	------------	-------	------------

定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付き特定屋外タンク貯蔵所	数量が1千kl以上5千kl未満のもの		
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5千kl以上1万kl未満のもの	1件につき	1,720,000円
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万kl以上5万kl未満のもの	1件につき	1,920,000円
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万kl以上10万kl未満のもの	1件につき	2,360,000円
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万kl以上20万kl未満のもの	1件につき	2,740,000円
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万kl以上30万kl未満のもの	1件につき	5,640,000円
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万kl以上40万kl未満のもの	1件につき	7,240,000円
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万kl以上のもの	1件につき	8,790,000円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定

は、令和6年4月1日から施行する。